

雲南市古代鉄歌謡館条例新旧対照表（第77条関係）

改正案	現 行
<p>第1条～第6条 略 （使用料）</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 市長が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、別表第1に規定する使用料（劇場に限る。）に1.5を乗じて得た額（10円未満切捨て）を使用料とする。</u></p> <p>第8条 略 （入場料）</p> <p>第9条 略</p> <p><u>2 市長が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、別表第2に規定する入場料に1.5を乗じて得た額（10円未満切捨て）を入場料とする。</u></p> <p>第10条及び第11条 略 （利用料金）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 利用料金の額は、<u>第7条及び第9条</u>に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 略</p> <p>第13条 略</p> <p><u>別表第1（第7条、第12条関係）</u></p>	<p>第1条～第6条 略 （使用料）</p> <p>第7条 略</p> <p>第8条 略 （入場料）</p> <p>第9条 略</p> <p>第10条及び第11条 略 （利用料金）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 利用料金の額は、<u>別表第1及び第2</u>に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 略</p> <p>第13条 略</p> <p><u>別表第1（第7条、第12条関係）</u></p>

雲南市古代鉄歌謡館条例新旧対照表（第77条関係）

改正案			現 行					
単位：円			単位：円					
区分	使用料（1時間あたり）		備考	区分	使用料（1時間あたり）		備考	
	冷暖房使用時	冷暖房未使用時			冷暖房使用時	冷暖房未使用時		
劇場	2,990	2,300		劇場	2,550	1,960		
控室A	240	220		控室A	220	200		
控室B	240	220		控室B	220	200		
備考 営利を目的として使用するときは、使用料を2倍とする。			備考 1 営利を目的として使用するときは、使用料を2倍とする。					
別表第2（第9条、第12条関係） 古代鉄歌謡館入館料			別表第2（第9条、第12条関係） 古代鉄歌謡館入館料			別表第2（第9条、第12条関係） 古代鉄歌謡館入館料		
(単位：円)			(単位：円)			(単位：円)		
区分	入館料	備考	区分	入館料	備考	区分	入館料	備考
一般	240	展示場	一般	220	展示場	一般	220	展示場
小学生・中学生	110		小学生・中学生	100				
一般団体（20人以上）	160		一般団体（20人以上）	150				
小学生・中学生（20人以上）	50		小学生・中学生（20人以上）	50				